

仕 様 書

1. 業務名

令和7年度「和歌山県産青果物に関する輸出コスト構造分析と国際比較調査」業務委託

2. 業務の概要

和歌山県では、農業の持続的な発展及び地域経済の活性化を目的として、県産農産物の輸出促進に取り組んでいる。中でも、温州みかんや柿などに代表される和歌山県産の青果物は、品質や味の良さにより海外においても一定の評価を得ており、更なる輸出拡大の可能性を有している。

一方で、国内の生産から輸出先国の販売に至るまでの各段階において、コスト要因（生産、集荷、選果、梱包、保管、輸送・物流、通関、流通や商品の腐敗や傷みによるロス率等）の違いにより、特に他国産品との販売価格に差が生じており、価格競争力が大きな課題となっている。

本業務では、当県産及び他国産青果物の輸出に係る現行のコスト構造を明らかにするとともに、特に他国産との比較を通じて、和歌山県青果物の価格競争力の課題や価格競争力向上に資する情報と事例を抽出・分析し、県内事業者と共有することを目的とする。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4. 業務内容

（1） 調査対象国及び品目の選定

ア 調査対象とする国（輸出元、輸出先）・品目について日本からの輸出状況や他国からの輸入状況等の統計データや関係者へのヒアリングをもとに候補を抽出する

イ 調査対象国のうち、輸出元は日本の競合となり得る2か国以上、輸出先はアジア地域（香港、シンガポール等）、調査対象とする青果物は2品目以上（柑橘、柿等）を想定し、和歌山県から輸出されている青果物と比較可能で、競合となり得る国・品目を複数抽出する

ウ イで抽出した調査対象国・品目の候補について、輸出元は2か国以上、輸出先は1か国以上、輸出品目は2品目以上を目途に、食品流通課との協議にて調査対象を決定する

（2） 調査対象国におけるサプライチェーン調査

ア （1）で選定した国・品目について、輸出先国に到着する前後のサプライチェーンを把握する

イ サプライチェーンの各段階で日本産青果物と他国産とのコスト構造や流通価格の違いを分析する

ウ 日本と他国で価格差を生じさせている原因を特定し、特に生産と輸出物流において他国産が有利となる場合の要因や他国で取組まれている工夫について仮説

を提示する

(3) 調査対象国における生産及び輸出物流実態調査

ア (2) の仮説に基づき、事業者へのヒアリング等を通じて、生産体制、収穫タイミング、選果基準、収穫後処理、輸送・流通条件等、多面的に実態を把握する

(4) 日本・和歌山における輸出実態調査

ア 調査対象国・品目について、事業者（生産者や輸出事業者）へのヒアリング等を通じて、和歌山や日本国内における生産と輸出物流の実態を把握する

イ 他国の事例との差異を明確化し、主にコストの観点で改善できる点を抽出する

(5) 輸出向け生産・物流に関する提言の抽出と県関係者への共有

ア (1) ～ (4) の調査内容を取りまとめた調査報告書を作成する。

イ 調査報告書に含める提言内容については、事前に県と協議する

ウ 県が開催する関係者への報告会（対面又はオンライン）にて調査結果を報告する

5. 業務の実施体制

(1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

(2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

(3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に県へ報告すること。

6. 成果品の帰属

(1) 本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

(2) 本委託業務の成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、各権利について合理的な理由がある場合は双方協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(3) 成果品となる調査報告書の作成にあたっては、掲載する事項やデータが公表可能な情報か精査し、非公表の調査報告資料及び非公表情報を抽象化した公表用の調査報告書を作成すること。なお、報告書には情報のバックデータ等を明記すること。

(4) 本事業完了後は、調査報告書（公表用、非公表用）を電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で県に提出すること。

7. その他

(1) 調査の設計・実施にあたっては令和 5 年度及び令和 6 年度に農林水産省が実施した「食産業の戦略的海外展開支援委託事業（主要な輸出先国における物流・商流の実態把握・コスト分析調査）」報告書の内容を踏まえ、効率的な調査とすること。

(2) 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (3) 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託事業者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (5) 契約の締結にあたり、県は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (6) 受託者は、契約締結時に県に提出した企画提案書にのっとり業務を実施するとともに食品流通課の担当職員と必要な協議を行い、その指示に従うこと。
- (7) 契約締結後に生じた事由により契約の変更が生じたときは、受託者は県が作成した仕様書をもとに、変更後の見積書を県あてに提出することとし、その場合において、県は提出された内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結する。